屋外広告物許可事務フロー　地上設置・壁面広告物

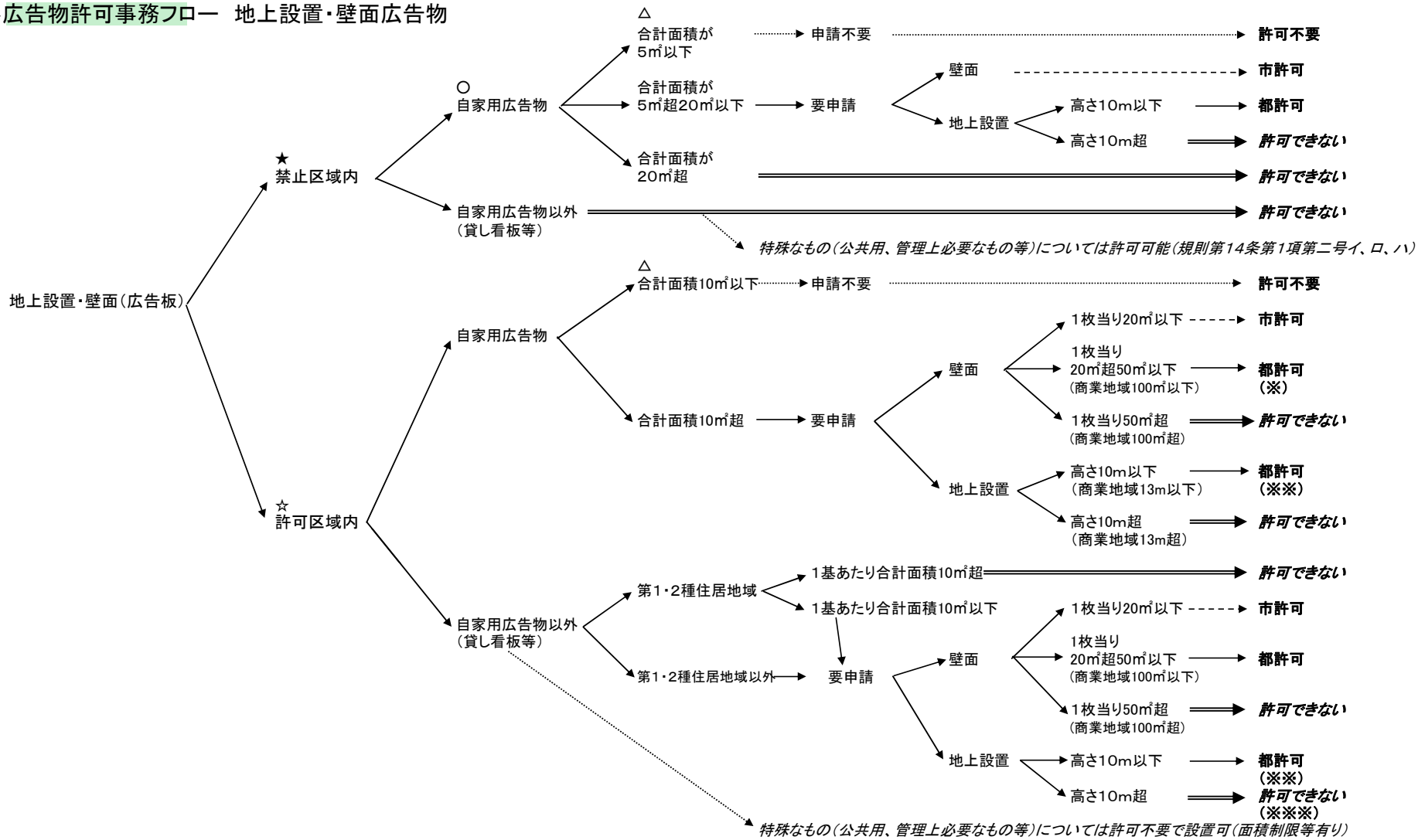

★禁止区域：第1種・2種低層住居専用地域、第1種・2種中高層住居専用地域、風致地区、知事の定める高速道沿線等
☆許可区域：商業地域、近隣商業地域、工業地域、準工業地域、準住居地域、第1種・2種住居地域等
○自家用広告物：自己の氏名、名称、店名等を表示するために自己の住所や事業所等に表示する広告物。
△壁面・地上・突出等、全ての広告物の合計面積。

※ただし、窓・開口部をふさがず、建物1壁面の10分の3以下（その壁面に設置する広告板の合計面積で）とすること。他に高さの制限有り。（その2参照）
※※道路占用許可が必要な場合あり（その2参照）
※※※自家用以外は商業地域でも10mを超えることはできない。

注：本フロー図にない事例については「東京都屋外広告物条例の手引」等を参照すること。